

特集 コロナに克つ ～つながりと協同の新たな地平へ

02

コロナ禍での社会的連帯経済

柳澤 敏勝 (明治大学商学部教授)



柳澤 敏勝氏

1. 劣化が止まらない日本社会

第3波といわれる新型コロナウイルスの蔓延は、バブル経済崩壊後一貫して続いている日本社会の劣化を直撃し、さらに拍車をかけているようである。

例えば、世帯の平均所得が1999年の626万円から2013年の528万9千円へと15年間で100万円の減少となっている（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。最近のデータでも552万3千円（2018年）であり、やや戻しているとはいえ、依然、前世紀末の水準とは程遠い。1世帯当たりで使えるお金が減った分、消費需要が冷え込み、なかなかデフレから抜け出せないでいる。企業が従業員に支払う賃金の割合がどのくらいを示す指標の一つでもある労務費率はきわめて安定的な数値であり、長らく11～12%であったが、2005年以降下がり続け、2015年には9.9%、2017年には10.0%と低位にとどまっている（経済産業省「工業統計表」）。これは企業の内部留保が大きくなったことを意味していて、賃金引き上げの余力があることを物語っている。個別企業が経営環境の急激な変化に対応するための準備金を積み増すということは分かるが、低賃金のままでは消費が落ち込み、日本経済にマイナスの影響を与えることになる。虫の目では正しいとしても鳥の目から見たら間違っているという意味での「合成の誤謬」が続いている。

「合成の誤謬」の典型は雇用の非正規化である。バブル経済が崩壊した1991年の非正規雇用率は男女合計で19.8%（男8.1%、女37.2%）であったものが、2019年には2倍となり38.2%（22.8%、56.0%）にまで高まっている（総務省「労働力調査」）。バブル崩壊後長く続いた日本経済の低迷と急速に進んだ経済のグローバル化による経営環境の急激な変化への対応の結果でもある。加速させたのが、1995年の日本経営者団体連盟（日経連）の『新時代の「日本的経営」』である。「雇

用ポートフォリオ論」として広く知られているが、定型業務等熟練を要しない業務への非正規雇用の積極的活用を提起したのである。今日では雇われて働く人々の4割ほどが非正規雇用となっている。

直接雇用・無期雇用契約・フルタイム就労の3条件のいずれか1つ以上を欠くものを非正規雇用と呼んでいるが、2019年労働力調査によれば、年収200万円未満の雇用労働者総数に占める非正規の割合が83.8%となっている。実数でみれば、非正規雇用が2165万人であり、そのうち年収200万円未満の人々は1571万人（72.6%）である。2007年の「就業構造基本調査」（総務省）では、年収200万円未満の非単身世帯をワーキングプアと呼んでおり、その規模は675万世帯であり、非単身全世帯の19%であった。OECDの見通し（2008年）では、ワーキングプアが貧困層の80%を占めているという。このように非正規雇用の賃金があまりにも低い。

事実、日本では正規と非正規との格差が大きく、フルタイムに対するパートタイムの賃金は56.6%にすぎない（労働政策研究・研修機構『2016 データブック国際労働比較』2016年）。わが国では非正規就労者の賃金が低いのが当たり前であるかのように受け止められているが、たとえばフランスでは89.1%、ドイツでは79.3%である。まだ格差があるではないかという批判はありうるが、日本に比べてその差はかなり小さい。そこには理由がある。EUでは非正規雇用に対する差別禁止と均等待遇が原則となっているからである。非正規雇用に関わる3つの欧州理事会指令により加盟国は国内法の整備が求められ、仕事内容が同程度であるならばフルタイム就労と同等の処遇をすることが要請されている（パートタイム指令（Directive 1997/81/EC）、有期雇

用指令（Directive 1999/70/EC）、派遣労働指令（Directive 2008/104/EC））。さらに言えばその背景には、EU統合へ向けて合意された「労働者の基本的社会権に関する共同体憲章」（1989年12月）、いわゆる「社会憲章」がある。EU市場を創り上げていくうえでとくに労働者の社会的権利を保障することを宣言したものであり、男女の平等処遇やパートタイムや有期雇用の労働条件の改善などを重要と規定し、12項目にわたる労働者の基本的社会権を謳っている。

わが国では、1991年の非正規雇用率19.8%から、2019年の38.2%へと、過去30年の間に2倍になった結果、社会の安定性が大きく揺らぐことになった。少なくとも、1990年代初めまでは、非正規就労の多くは、家計補助的に働くパートタイムの主婦や学生アルバイトであり、彼ら彼女らの父親や夫の雇用の安定との組み合わせであった。これを濱口は「日本型フレキシキュリティ」と呼んでいる（濱口桂一郎『ジョブ型正社員』という可能性」、神野・宮本『自壊社会からの脱却』岩波書店、2011年）。つまり、「いつでも解雇できる（という意味でのフレキシブルな雇用の）パートやアルバイトと、その伴侶もしくは親の雇用の安定性によって彼らを保護するセキュリティの組み合わせ」であったが、バブル崩壊後、日本型フレキシキュリティが壊れた。

本来であれば正社員として就職できるはずであった若者の非正規化が足早に進み、その結果、若年層から不安定就労（失業＋非正規雇用）が拡大し始め、急激に上の年齢層に拡大してきたのである。のみならず、家計補助的である以上賃金は低くてもかまわないという認識に大きな変更が加えられることなく、非正規雇用の賃金は低く

抑えられたままであった。社会保険やセーフティネットなど、正規就労者の完全雇用を前提として社会の仕組みが構築され、それが経済成長の間、長く機能し続けていたが、1990年代に入ってから機能不全に陥り始めたのである。

2. 格差社会日本

その結果、日本は、だしぬけに、甚だしき格差社会になったようだ、と、リチャード・ウィルキンソンが指摘している。彼は、『格差社会の衝撃』（2009年、書籍工房早山）の日本語版への序文で、1990年代初頭まで「日本は先進国のなかでもっとも平等であった」が、「その後、日本の所得格差は他の国々よりも急速に拡大し、もはやOECD諸国の中で平等な国とは言えなくなったようである」と述べている。その直後、『平等社会』（2010年、東洋経済）の日本語版への序文で、次のように指摘している。（1990年代初めまではスウェーデン、ノルウェー、フィンランドと並んで日本がもっとも平等な国であったが）「新たなデータによれば、日本は豊かな先進国の中でもっとも平等な国どころでなく、OECD加盟諸国平均と比べても、平等性の低い国になっている可能性がある。…大半の国については、これら新旧のデータ（国連『人間開発報告書』2003～2006年度版とその後の新たなOECDのデータ）の違いはそれほど大きくない。だが、日本はだしぬけに、かつてより甚だしく不平等な社会になったように見える」、と。

残念ながら、その証左はいたるところで確認できる。例えば、貧困者の割合を示す相対的貧困率をみれば、現在国民の6.5人に一人が貧困者であり、OECDによる

と、経済的規模の大きい国の中にあって日本はアメリカに次いで高く、格差社会になっている（厚生労働省「国民生活基礎調査」、OECD Datebook等）。また、警察庁によれば1998年から2011年までの自殺者は3万人を超えていたものであり、現在でも2万人をはるかに超える状態が続いている。希望が持てない社会になっている一つの証明が生涯未婚率であろう。50歳までに一度も結婚したことのない人々の割合を示す言葉であるが、現在男性の4人に一人、女性の5人に一人弱が結婚の経験がないというだけでなく、2035年には男性の29%、女性の19.2%が結婚しないと予想されている（国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2014年版、2019年版）。さらには、若干改善しているとはいえ、国民年金の納付率が60%程度にとどまっており、社会保険の体をなしていないなど、セーフティネットもほころび始めている。

そこに新型コロナウイルスの襲撃である。例えば雇用の悪化である。2020年7月現在の雇用者総数は前年同月比92万人減の5942万人、非正規雇用は131万人減の2043万人、完全失業者197万人（失業率2.9%）となっている（総務省「労働力調査」）。とりわけ、景気調整弁の役割も担わされた弱い立場の非正規雇用の雇止めが続いている。この傾向はコロナウイルスによる経済への影響が終息しないかぎり続くであろう。しかも、弱い立場にある人々のサポートのため奔走している方々の話を聞くたびに公的セクターの冷たさが伝わってくる。社会の劣化は留まるところを知らない。

3. 「政府の失敗」の下での 「自己責任」論

コロナ禍の下、失業者や低所得者が激増している中で、悲しいことながら、「自己責任」論がまかり通っている。代表格が総理大臣である。新首相は自助・共助・公助を説くが、その神髄は40年前から変わらず唱えられてきた自己責任論そのものである。典型が福祉国家にかかわって日本型福祉社会の必要を説いた「新経済社会7カ年計画」（1979年）であった。この新7カ年計画は公的セクターの肥大化による非効率化を避け、先進国病を予防し、安定成長に移行するためには自助と社会連帯のうえにたった適正な公的福祉を形成する必要がある、「先進国に範を求め続けるのではなく……いわば日本型ともいうべき新しい福祉社会の実現を目指すものでなければならない」と述べ、福祉国家からの離脱を宣言した（経済審議会「新経済社会七カ年計画」（1979年8月3日）、『基本行政答申総覧第四編』ぎょうせい、1987年）。いいかえれば、1980年代以降世界を吹き荒れた新自由主義の宣言でもあった。

その直後の1981年3月に発足した臨時行政調査会は「増税なき財政再建」を直接的な課題としたが、その答申のなかで財政再建にあたっての基本理念を「活力ある福祉社会」に求めた。この活力ある福祉社会を実現するために「個人の自立・自助の精神に立脚した家庭や近隣、職場や地域社会での連帯を基礎としつつ、効率の良い政府が適正な負担の下に福祉の充実を図ることが望ましい」とした。つまり臨調は「大きな政府」を回避するために、自助と共助を前提として、それでもうまくいかない場合の備えとしての公助という3段重ねの福祉のありようを提起したのである。このよう

に日本社会の近未来像を規定することによって、臨調は、到来する高齢社会にむけ自立自助の精神を国民に求めたのである。

このありかたはなんら変わることもなく今日まで引き継がれている。例えば、少子高齢社会への対応である。その枠組みが1995年の高齢社会対策基本法によって与えられ、1996年に対策大綱が閣議決定された。その後、定年による団塊世代の大量退職などの社会の変化に対応するために2001年に見直されて以降、2018年には4度目の見直しが行われ新大綱が閣議決定された。しかし、この新大綱の基本理念は、「公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築」であり、1980年代初めの臨調報告からなにひとつ変わっていない。つまり、高齢社会対策の考え方は臨調以降の日本型福祉社会論を踏襲し続けている。

自立自助を促していくためには、さまざまな保護をなくしていくことが求められる。結果として、国による保護の規制が緩和され、逆に競争が奨励されることになる。つまり、保護による国民福祉から競争に耐えうる自立自助への転換である。その結果は、「勝ち組」と「負け組」との格差の拡大であった。これが戦後一貫して続いてきた「一億総中流」社会が瓦解する原因であった。過去四半世紀あまりのデータの推移に示されているように、いろいろな手は打たれてきても、しかし、これが現状である。よくいわれるように、政府の失敗、市場の失敗以外の何物でもない。

新自由主義の考え方に基づき小さな政府を目標としてきたかのようなのであるが、実態は不況対策のための公共投資などにより財政赤字が膨らみ、2012年度末までには国の借金が1000兆円を超えた。財務省の予想では2020年度末の国債の発行残高が

1038 兆円である。大きな政府を回避するという新自由主義的政策が 1980 年代初めに降続けられてきているが、結果は大きな政府のままである。たいへんな矛盾である。平均消費性向が 0.70 ～ 0.75 程度の今の日本における公共投資の経済的効果が小さいにもかかわらず、現実には国債発行に頼る大きな政府であり続けたのである。金融財政政策によって持続的に経済成長を図り完全雇用を実現し国民の福祉を確保するというあり方はすでに破綻しているにもかかわらず、にである。政府の失敗である。他方、失業や貧困といった社会問題に示されるように、市場での自由競争を通じて経済的な公平性を達成したなどとは到底言えず、いわゆる格差社会となっている。市場の失敗である。

4. SDGs を担うは 社会的連帯経済

このような問題はなにも日本に限らない。世界中で起こっていることである。SDGs（持続可能な開発目標）がその証しの一つである。2030 年までにすべての人々すべての国々がこぞって取り組まなければ地球や私たちが暮らす社会そのものの持続可能性が失われるであろうとの認識の下、2015 年 9 月の国連総会において、貧困の撲滅、飢餓ゼロと持続可能な農業、健康と福祉の確保、質の高い教育と続く全部で 17 の SDGs が掲げられた。言い換えれば、日本と同様、格差社会の諸相でもある貧困、飢餓、健康・福祉の劣化などが地球規模で問題になっていることを国連が表明したのである。

この国連総会決議は「私たちの世界を変える：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」

（以下、2030 アジェンダ）と題するものであるが、日本ではしばしばメインタイトルである「私たちの世界を変える」という表現が消えてしまう。とくに政府の文書にはその傾向が強い。例えば、首相官邸 SDGs 推進本部による SDGs アクションプラン 2018・2019・2020 を見ても、あるいは推進本部が国連広報センター作成のロゴを利用する場合でも、「17 Goals to Transform our World（世界を変えるための 17 の目標）」というメインタイトルは消えてしまっている。ここではその意図についての詮索は避けるが、1980 年代以降の新自由主義政策により格差が拡大し続け、持続不能な事態に直面しているというのが国連をはじめとする世界の共通認識になってきているのであり、その認識とは程遠い姿である。

では、誰が SDGs に取り組むのか。2030 アジェンダを見るかぎりでは、取り組みの主体は民間セクターである。民間セクターとは、「零細企業から協同組合、多国籍企業まで、また市民社会組織、慈善組織」（パラグラフ 41）、「零細企業から協同組合、多国籍企業に広がる多様な民間セクター」（パラグラフ 67）である。しかしながら、協同組合や市民社会組織、慈善組織という非営利・協同の組織が民間セクターの中に入り込んでなぜ SDGs の担い手となるのかの説明は 2030 アジェンダではなされていない。

この疑問に答えているのが国連社会的連帯タスクフォース UNTFSSSE の文書である。タスクフォースは、ILO や FAO などの 20 の国連機関に国際協同組合同盟 ICA など 3 つの国際 NGO をアドバイザーとして加えて 2013 年 9 月に設置された。2030 アジェンダ草案作成過程において社会的連帯経済の意義が必ずしも重視

されていないという危惧の下で、タスクフォースの基本的な考え方を示すために『社会的連帯経済と持続可能な開発の課題』（Social and Solidarity Economy and the Challenge of Sustainable Development: A Position Paper in the United Nations Inter-Agency Task Force on Social and Solidarity Economy (TFSSE)）という報告書を2014年6月に作成している。

この報告書（以下、ポジションペーパー）をみれば、なにゆえに非営利・協同の組織がSDGsの担い手として、しかも主たる担い手として名前が挙がってくるのかが分かる。ポジションペーパーによると、地球規模での金融危機や気候の変動、貧困、不平等の拡大が続き、従来からの成長開発戦略が根本から疑問視されるようになっているが、ここ数十年支配的であった利潤極大化アプローチや企業主導型アプローチに示される「従来型のビジネス」(business as-usual)によっても成長のトリクルダウンを待ただけでも対処できない事態に立ち至っているという。

これに対して、21世紀初頭の今日、社会的連帯経済は8つの領域で重要な役割を果たし始めているとの認識が示されている。つまり、人間らしい労働、環境、地域開発、都市と人間生活、女性、食糧安全保障、健康、連帯金融の8領域では社会的連帯経済が求められている、と。そして、この社会的連帯経済を導くのは協同や連帯、倫理、民主的自主管理といった原則や実践であり、これらを原則とする多様な形態の協同組合が社会的連帯経済の典型だとしている。もちろん、社会的連帯経済は協同組合からのみ構成されるものではなく、この他に社会的企業や自助グループ、コミュニティ組織、サービス供給型NGO、連帯金融なども構成員だとしている。

これらの指摘を念頭に置けば、2030アジェンダの中に登場する協同組合、市民社会組織、慈善組織が社会的連帯経済の象徴的存在であることが分かる。さらには、SDGsの担い手は民間セクターだが、企業主導型の利潤極大化アプローチをとる「従来型のビジネス」が主役とは言えず、社会的連帯経済こそがSDGsの主たる担い手だと言っているに等しい。もちろん、国際的な合意を取るうえで玉虫色になることは否めず、2030アジェンダでは「従来型のビジネス」が排除されているわけではない点に注意が必要である。

5. 「より良い社会」を支える社会的連帯経済

タスクフォースの報告書を借りて社会的連帯経済の説明をしたが、残念ながら、わが国ではこの言葉がほとんど知られていない。のみならず、言葉自体が堅くなじみにくい。という訳で、社会的連帯経済に替えて「つながる経済」という言葉が使われ始めてもいる。タスクフォースの指摘の中にもあるように、連帯や協同に表現される人々のつながりとそれを支える信頼関係が社会的連帯経済の特徴だという点を踏まえれば、「つながる経済」という言葉にも説得力がある。

「つながる経済」でも分かるように、つながって社会貢献に奮闘している市民社会組織はわが国でも数多く存在する。介護や育児など地域的課題に取り組む協同組合の組合員の取り組みや、こども食堂やフードバンクに取り組むNPO、生活困窮者支援に奔走する市民団体など、例をあげれば枚挙にいとまがないほどであり、政治や行政サービスの谷間であえぐ人々がいかに多い

かを物語っている。現在ではコロナ禍対応に獅子奮迅の格闘をする人々の姿も数多くみられる。さらに言えば、今国会で成立した労働者協同組合法である。イギリスでの例（ハックニー・コミュニティ・トランスポート）にもみられるように、労働者協同組合は社会的排除と失業という大きな社会問題に取り組み、両者を同時に解決できる能力がきわめて高い。

では、つながって課題に取り組む市民社会組織が活躍する世の中、社会的連帯経済が主たる担い手となってSDGs達成へと向かう社会とはどんな社会だろうか。この点で参考になるのが前述のウィルキンソンの提起である。彼は国連やOECDなどの国際機関のデータを比較分析したうえで「より良い社会」という考えを示している。彼によれば、「より良い社会」とは次のような社会である。すなわち、①分断の少ない社会、②ふれあいの実感を取り戻した社会、③地球温暖化の脅威を克服できる社会、④コミュニティの仲間として協力できる社会、⑤非営利分野のより発達した社会、である。

ふれあいの実感を取り戻しコミュニティの仲間と協力し合うことができる分断のない社会、非営利の市民社会組織が発達した社会こそ、パットナムが言うソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の豊かな社会である。1980年代から続く新自由主義政策の結果、世界中が、格差社会という言葉に示されるような分断の多い社会になってしまっている。しかしながら、ウィルキンソンの言葉を借りるなら、「ソーシャル・キャピタルが高い社会の市民は格差を少なくするようだし、格差そのものが社会を分裂させるようで」あるが、「すでに一部の先進国で実現しているように、格差をわずかに減らしただけでも、生活の質が劇的に

変わってしまうことは立証されている」のである。だとするならば、コロナ禍にあえぐ現在、「より良い社会」は一層求められることになる。なぜならば、コミュニティの仲間と協力できる社会、ふれあいの実感を取り戻した社会こそが誰でも駆け込むことができる頼りになる社会であり、社会的連帯経済、言い換えれば「つながる経済」こそが、コロナ禍に覆われた格差社会を克服できる可能性を秘めていると信じるからである。